

令和7年度山形県やまがたの木まちづくり推進事業 Q & A

No	質問	回答
1	どのような施設が補助対象となるのか。	銀行、交通機関（待合施設等）、観光施設、商業施設など、展示効果の高い民間施設となります。
2	大学の教育施設は対象施設となるか。	利用者が生徒や職員に限定されることから対象外となります。
3	会社の会議室や執務室は補助対象となるか。	利用者が限定されることから対象となりません。ただし、事務所のエントランスなど、不特定多数の利用者が見込まれ、展示波及効果等が高いと認められる場合、対象となります。
4	既に建築工事に着手している建物の内装は補助対象となるか。	内装等の木質化を行おうとする対象範囲に着手（現場着工）していなければ、対象となります。ただし、対象範囲の工事着手は交付決定後となります。
5	内装工事の下地材は対象範囲に含まれるか。	県産木材を下地材として使い、見える部分に使用しない場合は対象となりません。見える部分に県産木材を使用する内装工事の下地材が必要となる場合は、補助対象経費に含めることができます。なお、下地材は総木材使用材積には計上できません。
6	建物の外壁やルーバーは補助対象となるか。	対象となります。
7	対象外とされている、「容易に移動可能な備品類」とはどのようなものをいうのか。	キャスター付きの棚や椅子など、容易に移動が可能なものとなります。詳細については事前にお問い合わせください。
8	備え付けの棚やカウンター等の木質化について、木材以外の材料等（カウンターの台座や定置型の椅子の座面）は経費として含めることができるか。	問いのような木材と一体不可分なものについては、木材以外の材料費等も対象経費に含めることができます。なお、面的な木材利用（天井、床、壁等）の場合、対象経費は木質化に係る経費のみが対象となります。詳細については事前にお問い合わせください。
9	締切はいつまでか。	予算の範囲で先着順です。審査は、提出書類の補正（修正）が終了し、全ての書類が整った順に行いますので、補正指示があった場合には速やかに修正の上で再提出してください。
10	いつまでに工事を完了させる必要があるのか。	令和8年3月末までに、対象となる木質化工事が完了している必要があります。
11	処分制限期間はいつまでか。	工事完了日から起算して8年間となります。